

関係府省提出資料

重点	ヒアリング事項		ページ
12	保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直し	こども家庭庁	1
21	建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直し	国土交通省	2
16	公立大学法人による出資範囲の拡大	総務省 文部科学省	12
8	障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し	こども家庭庁	24
10	児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長	こども家庭庁	27
20	大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し	環境省	34
1	住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等	総務省	38

【2次回答】

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断の円滑な実施を図る観点から、0～2歳児の年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を、関係団体の協力を得ながら、令和6年度中に実施した上で、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえ、各施設における健康診断として実施可能な具体的な考え方を、早期に示すこととする。

→【調査研究スケジュール】

- 9月上旬 実施事業者採択
- 10月頃～ 施設向けアンケート調査
- 12月中旬頃～ 施設向けヒアリング調査
- ～3月末 報告書作成

調査研究にあたっては検討会を設置し、関係団体の協力を得て実施する。

→上記調査研究の結果や乳幼児健診との関係も踏まえ、各施設における低年齢児（0～2歳）の健康診断として実施可能な具体的な考え方を示す。

**【重点番号21】
建設機械抵当法に基づく建設機械への
打刻制度の見直し(2次ヒアリング資料)**

国土交通省

不動産・建設経済局

重点21: 建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直し
(国土交通省)

分権提案の概要

- 建設機械に抵当権を設定しようとする際に必要となる、都道府県知事による建設機械への打刻及びその検認について、以下の措置を講ずる。
 - ① **打刻の実施主体**を都道府県知事から**申請者等に変更**する。
 - ② 打刻方法の簡素化のため建設機械への**直接の打刻に代えて、打刻した金属板を建設機械に固定**してもよいこととする。

【国土交通省の第1次回答】

以下の2点について、運用上可能である旨を明確化することについて検討する。

- ① **都道府県担当者が立ち会うことを条件に、申請者が自ら打刻**することができること。
- ② 建設機械への溶接など**剥離できない状態で固着させることを条件に、打刻した金属板を建設機械に固定する方法**によること
ができること。

※①, ②の措置は、個々の申請において申請者との合意に基づき行うことが必要と考えられる。

第1次回答を踏まえた提案団体の見解等

■ : 提案団体の見解 ◆ : 提案募集検討専門部会からの再検討の視点

- ①について、都道府県の事務負担の軽減のため、実施主体を申請者のみとし、都道府県は申請者が実施した打刻の確認を行う取扱いとすること。
- ◆ 申請者に打刻を任せることに関する都道府県への意向確認や、打刻に係る申請者と都道府県の負担について実態調査を行った上で、都道府県が打刻を行わなくてよくなるような整理ができないかについても検討すること。
- ◆ 都道府県及び申請者以外の第三者が打刻可能であることを周知すること。
- ◆ 打刻方法については、航空法との並びや確実な周知の観点から、省令で定めることが適切ではないか。

都道府県及び打刻申請実績のある事業者に対して、打刻作業の実施主体や、打刻作業に係る負担の程度、金属板溶接等方式も認めるとした場合のニーズや懸念等についてアンケート調査を実施

【調査対象者】 地方公共団体：47都道府県

申請者：直近5か年において申請を行った建設業者68社（うち回答30社：回答率44%）

対応方針

※本資料中の【図〇-〇】は、「参考資料」中の円グラフのナンバーを表示

【都道府県へのアンケート調査】

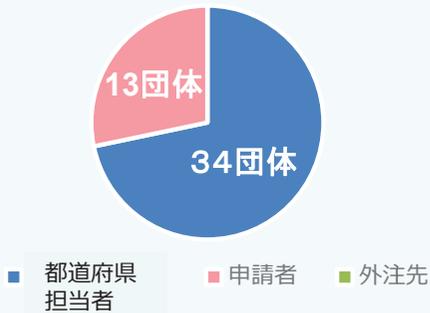
- ◆ 建設機械への打刻作業（建設機械に所定の記号を直接刻印する作業）の実施主体については、47都道府県のうち、13団体において申請者が実施していると回答。【図1-2】
- ◆ 打刻作業による都道府県担当者の負担の程度を聞いたところ、47都道府県のうち、14団体が「負担が大きい」と回答。【図2-1】
- ◆ 打刻作業を申請者又は外注先に実施させるとした場合の負担軽減の程度について聞いたところ、都道府県担当者が打刻作業を行っている34団体のうち、17団体が「大きく軽減される」又は「一定軽減される」と回答。【図2-2】

【申請者へのアンケート調査】

- ◆ 申請者が自ら打刻作業を行うことの可否について申請者に聞いたところ、30社のうち、17社が可能と回答【図4-1】

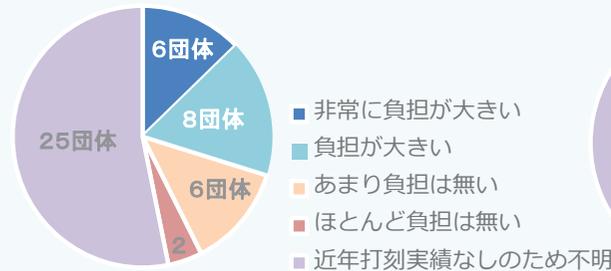
【図1-2】 打刻作業の実施主体

(都道府県回答)



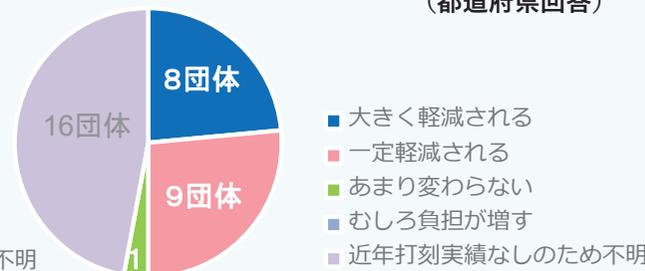
【図2-1】 打刻作業による都道府県担当者の負担の程度

(都道府県回答)



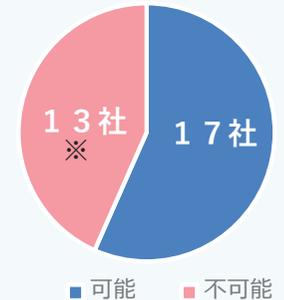
【図2-2】 打刻作業を申請者又は外注先に実施させるとした場合の負担軽減の程度

(都道府県回答)



【図4-1】 打刻作業の実施の可否

(申請者回答)



※13社のうち5社は、打刻器具を所持していないことを理由に「不可能」と回答。

【対応方針】

- ◆ 直接打刻方式については、都道府県担当者の負担軽減が見込まれることや、約6割の申請者が自ら打刻作業を行うことが可能と回答していることから、都道府県担当者の立ち会いのもと申請者が自ら打刻作業を行うことや、都道府県が第三者に委託して打刻作業を行わせることが運用上可能である旨を通知にて明確化する。

対応方針

※本資料中の【図〇-〇】は、「参考資料」中の円グラフのナンバーを表示

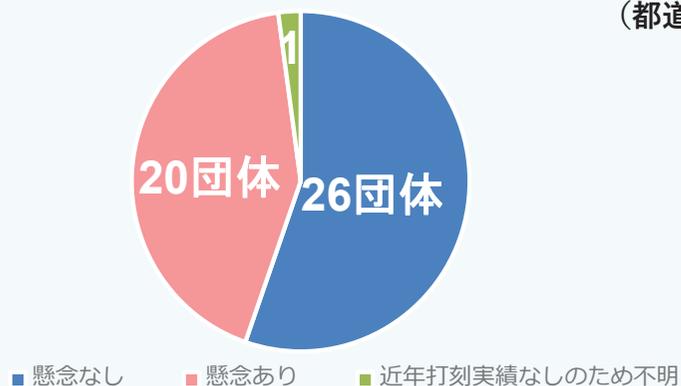
【都道府県へのアンケート調査】

- ◆ 現在の方法（直接打刻方式）に加えて、金属板溶接等方式も認めることについては、47団体のうち、20団体が予算や外注先の確保・事務手続きに係る負担の懸念について回答。【図3-1】

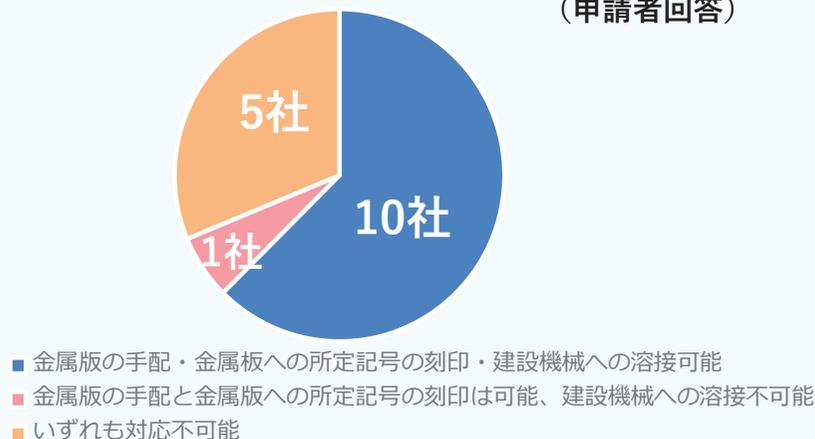
【申請者へのアンケート調査】

- ◆ 金属板溶接等方式の利用を希望する申請者は30社のうち16社あり、このうち10社が金属版の手配・金属版への所定の記号の刻印・建設機械への溶接の全ての作業が可能と回答。【図4-3】

【図3-1】 直接打刻方式に加えて、金属版溶接等方式も認めるとした場合の懸念
(都道府県回答)



【図4-3】 金属版溶接等方式における溶接作業等への対応の可否
(申請者回答)



【対応方針】

- ◆ **金属板溶接等方式については、都道府県から一定の懸念が示されているものの、同方式の利用を希望する申請者のうち6割超が自ら溶接作業等を行うことが可能と回答していることから、打刻方法の一つとして新たに省令に位置付ける。** (※)

※あわせて、都道府県担当者の立ち会いのもと申請者が自ら溶接作業等を行うことや、都道府県が第三者に委託して溶接作業等を行わせることが運用上可能である旨を通知にて明確化する。

- ◆ **金属板溶接等方式を採用するかどうかについては、都道府県が判断するものとする（溶接作業等を申請者が自ら行う場合にのみ、金属板溶接等方式を採用することとすることも可能）。**

参考資料(WEBアンケート調査結果)

調査概要等

【調査目的】

都道府県及び打刻申請実績のある事業者に対して、打刻作業の実施主体や、打刻作業に係る負担の程度、直接打刻方式に加えて、金属版溶接等方式も認めるとした場合のニーズや懸念等について調査を行い、打刻作業の運用見直しの検討に活用する。

【調査対象】

- ・ 地方公共団体：47都道府県（回答率100%）
- ・ 建設業者：直近5か年において打刻申請を行った建設業者68者（うち回答30者：回答率44%）

【調査方法】

Microsoft FormsによるWEBアンケート（調査期間：令和6年8月20日～8月30日）

【都道府県①】 打刻器具の所有状況、打刻作業の実施主体等について

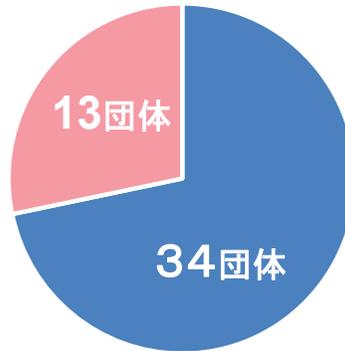
- ◆ 打刻器具の所有状況は、43団体が打刻器具を所有し、4団体が打刻器具を所有していない。【図1-1】
- ◆ 建設機械に所定の記号を刻印する作業（以下「打刻作業」という。）の実施主体は、34団体が都道府県担当者、13団体が申請者。【図1-2】
- ◆ 打刻器具を所有する43団体のうち、42団体は手動式の刻印工具を所有し、1団体が機械式打刻機を所有【図1-3】
- ◆ 打刻作業の実施場所は、46団体が建設機械の所在する現場又は申請者の営業所等で打刻作業を行い、1団体が都道府県の事務所で打刻作業を実施。【図1-4】

【図1-1】 打刻器具の所有状況



■ 所有している ■ 所有していない

【図1-2】 打刻作業の実施主体



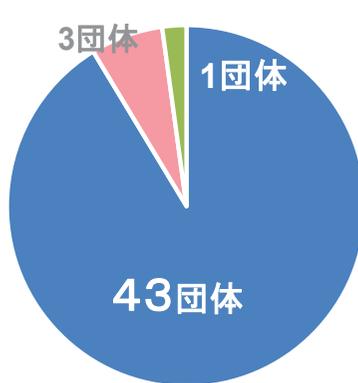
■ 都道府県担当者 ■ 申請者 ■ 外注先

【図1-3】 所有する打刻器具の種類



■ 手動式の刻印工具 ■ 機械式の打刻機

【図1-4】 打刻作業の実施場所



■ 建設機械の所在する現場 ■ 申請者の営業所等 ■ 都道府県の事務所

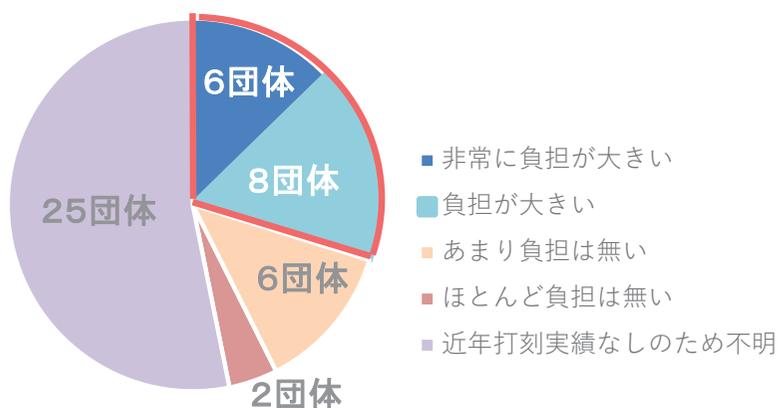
【申請者が打刻作業を行うこととなった経緯】

- 職員と申請者の調整の結果【9団体】
- 職員では手動式工具の取扱いが難しいため
- 職員が不慣れなため、職員の立会いの下、申請者が行うことになった
- 建設機械に刻印（キズ）をつけることになるので、所有者である申請者にて打刻作業を行うよう調整 など

【都道府県②】 打刻作業による負担の程度等について

- ◆ 打刻作業による都道府県担当者の負担の程度を聞いたところ、47団体のうち14団体が「負担が大きい」と回答。【図2-1】
- ◆ 打刻作業を申請者又は外注先に実施させるとした場合の負担軽減の程度を聞いたところ、都道府県担当者が打刻作業を行っている34団体のうち、17団体が「大きく軽減される」又は「一定軽減される」と回答。【図2-2】
- ◆ 打刻作業の実施主体として申請者又は外注先も可能であることを明確化した場合に、打刻作業の実施主体を都道府県職員とするか、又は申請者若しくは外注先とするかについて聞いたところ、45団体が申請者又は外注先を選択【図2-3】

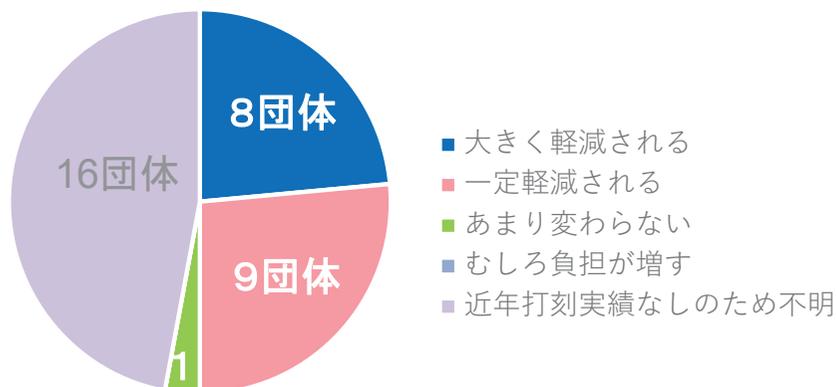
【図2-1】 打刻作業による都道府県担当者の負担の程度



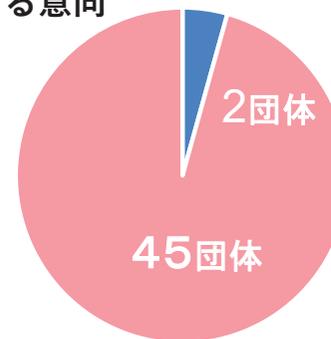
【打刻作業を行う上での負担や支障】

- 打刻機の操作方法が分かる者が課内にいない場合が多く、また、打刻機の操作に不慣れなため、打刻の際に事故の危険がある。
- 手動式の刻印工具での作業のため、工具での作業に時間がかかり、作業負担が大きい。
- 建設機械を不用意に傷つけないよう注意することが心的負担となる
- 申請件数が少なく（数年に1件程度）引継ぎ等が十分に行えない。
- 建設機械によって打刻の位置が定められているため、打刻すべき箇所が狭いなど打ち込みの難易度が高い場合がある。

【図2-2】 打刻作業を申請者又は外注先に実施させるとした場合の負担軽減の程度



【図2-3】 打刻作業の実施主体として申請者又は外注先も可能であることを明確化した場合における、その後の打刻作業の実施主体に関する意向

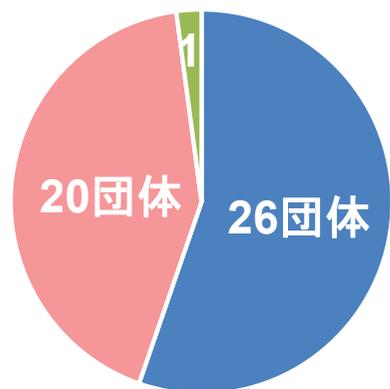


- 都道府県担当者が打刻作業を行う
- 申請者による打刻作業や外注先による打刻作業を活用

【都道府県③】 金属版溶接等方式について

- ◆ 現在の方法（直接打刻方式）に加えて、金属板に所定の記号を刻印した上で当該金属板を建設機械に溶接等をして固着させる方法（以下「金属版溶接等方式」という。）も認めるとした場合の懸念について聞いたところ、47団体のうち、20団体から予算や外注先の確保・事務手続きに係る負担の懸念について回答があった。【図3-1】

【図3-1】
直接打刻方式に加えて、金属版溶接等方式も認めるとした場合の懸念



■ 懸念なし ■ 懸念あり ■ 近年打刻実績なしのため不明

金属版溶接等方式を認めるとした場合の懸念

【予算の確保】

- ✓ 外注費用が必要となるため、現在よりも費用負担が増える上に、毎年度外注費用の予算要求が必要となる。
- ✓ 金属版代や溶接費をどのように捻出していくか。

【外注先の確保】

- ✓ 金属板への刻印や、機械への溶接作業を外注する場合、これらの作業が可能な外注先を探さなければならない。
- ✓ 外注先が見つからない可能性が高いため、金属版溶接とする場合は、打刻作業の主体を申請者のみとできないか。

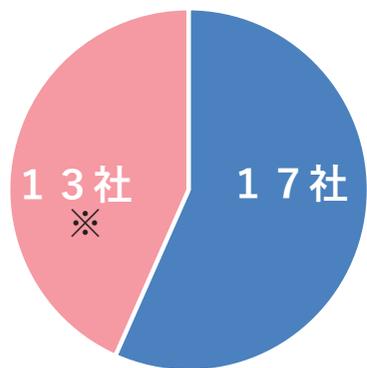
【事務手続きに係る負担】

- ✓ 溶接の場合、資格や工具等が必要となるため、事実上外注するほかなくなる。
- ✓ 申請を受けてから外注手続きを行うため、事務処理期間が大幅に延びる。
- ✓ 「打刻」よりも「溶接」の方が事務負担は増大するため、申請者が溶接を希望した場合においても、都道府県の権限で「打刻」「溶接」を選択できないか。
- ✓ 溶接等により固着させる方法を認めるのであれば、都道府県職員立ち会いのもと、申請者自ら（外注も含む）が固着させる方法に限定してほしい。

【建設業者】申請者による打刻作業の実施の可否等について

- ◆ 申請者が自ら打刻作業を行うことの可否について聞いたところ30社のうち、17社が可能と回答。【図4-1】
- ◆ 直接打刻方式に加えて、金属板溶接等方式も認めるとした場合に、金属板溶接等方式の希望の有無を聞いたところ、30社のうち、16社が「希望する」と回答。【図4-2】
- ◆ 金属版溶接等方式を希望する16社に、溶接作業等への対応の可否を聞いたところ、10社が金属版の手配・金属版への所定の記号の刻印・建設機械への溶接の全ての作業が可能と回答。【図4-3】

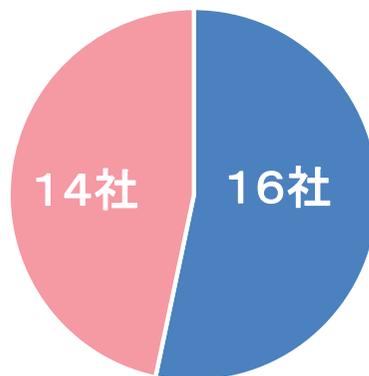
【図4-1】 打刻作業の実施の可否



■ 可能 ■ 不可能

※13社のうち5社は、打刻器具を所持していないことを理由に「不可能」と回答。

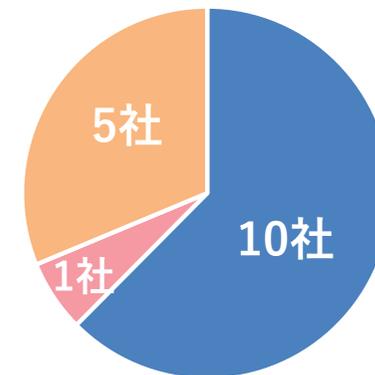
【図4-2】 金属板溶接等方式に対する希望の有無



■ 希望する

■ 希望しない（建設機械に直接所定の記号を刻印する方法が良い）

【図4-3】 金属版溶接等方式における溶接作業等への対応の可否



■ 金属版の手配・金属版への所定記号の刻印・建設機械への溶接可能

■ 金属版の手配と金属版への所定記号の刻印は可能、建設機械への溶接不可能

■ いずれも対応不可能

【打刻作業の実施の可否】

<可能と回答した理由>

- ・実際に打刻作業を行ったことがあるため
- ・打つだけの作業のため道具さえあれば可能
- ・作業手順マニュアルがあれば対応可能

<不可能と回答した理由>

- ・打刻作業を実施する人員や知識・経験が無い

【金属板溶接方式に対する希望の有無】

<希望すると回答した理由>

- ・打刻箇所及び記号が判別しやすい
- ・経年劣化による摩耗等が無くなる
- ・新品の機械等に打刻される事に抵抗がある。

<希望しない理由>

- ・溶接する人手を確保するのが困難
- ・溶接箇所から錆びる可能性がある
- ・溶接作業の方が手間がかかる

【金属板溶接等も認めるとした場合の懸念】

- ・機械の破損や摩耗等が生じる恐れがある
- ・電機機器や金属付近の溶接は避けたい
- ・抵当権に係る作業のため溶接や刻印確認等のルールが明文化が必要

地方分権提案 提案募集検討専門部会 御説明資料



総務省

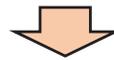
令和6年9月19日（木）

総務省自治財政局財務調査課

団体からの提案内容、1次回答、再検討の視点

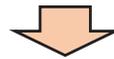
団体からの提案内容

- 公立大学法人においてもベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資等、国立大学法人と同水準の投資行為(国立大学法人等のうち指定国立大学法人のみが可能な出資を含む)が可能になるよう、見直しを行うこと。
- 公立大学法人による出資範囲を「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」「大学発ベンチャー」に拡大すること。



1次回答

- 国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。
- なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。
- 国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。



提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 国・公立大学の出資範囲のイコールフットイングを図る観点から、「具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等」については、柔軟に捉えるべきではないか。
- 指定国立大学法人のみに認められている大学発ベンチャーへの直接出資について、公立大学法人が「一定の基準」を満たしていることを確認するとあるが、この基準を明確に示すべきではないか。
- 先行する国立大学法人の規制緩和について、地方分権改革の一環として、公立大学法人についても同様の措置を講ずる例が相次いでいるが、今後、同時改正を原則とすべきではないか。

ニーズ・シーズの確認及び二次回答

ニーズ・シーズの確認

- 分権提案のあった設置団体に出資ニーズ・シーズを調査した結果、指定国立大学法人のみに認められているものを除いた3類型については、出資という形ではなく、公立大学法人が直接行っている実績や、今後の具体的なニーズ・シーズの回答があった。
- 一方で、指定国立大学法人のみに認められている大学発ベンチャーへの直接出資については、将来的に実施したいという要望があるものの、具体的なニーズ・シーズの回答はなかった。



二次回答

- 特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学において実績が積み上がっていることに加え、第1次回答を踏まえた提案団体からの意見等においてニーズ・シーズを確認できたことから、出資可能とする方向で検討を進めてまいりたい。
- 指定国立大学研究成果活用事業者への出資については、現時点では、国立大学法人においても一定の基準を満たした指定国立大学法人にのみ認められている措置であることや、実績も一件にとどまり、大学法人の財務への影響が現時点では不明確な段階であることから、直ちに投資可能とすることは困難である。今後の指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討してまいりたい。

参照条文

○ 地方独立行政法人法(抄)

(定款)

第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 設立団体
- 四 事務所の所在地
- 五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下「一般地方独立行政法人」という。)の別
- 六 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- 七 業務の範囲及びその執行に関する事項
- 八 公共的な施設(住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。以下この条、第二十一条第六号及び第二十四条において同じ。)の設置及び管理を行う場合には、当該公共的な施設の名称及び所在地
- 九 資本金、出資及び資産に関する事項
- 十 公告の方法
- 15 十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更は、設立団体(設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体(新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。))の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3・4 略

(業務の範囲)

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 略
- 二 大学又は大学及び高等専門学校¹の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- 三～七 略

(出資の認可)

第七十七条の三 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

○ 国立大学法人法(抄)

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一～五 略

六 当該国立大学法人から委託を受けて、当該国立大学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この号、第二十九条第一項第五号及び第三十三条第一項において同じ。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。

七 当該国立大学における研究の成果を活用する事業(第三十四条の二第一項に規定する事業を除く。)であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

八 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。

九 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立大学法人は、前項第六号から第八号までに掲げる業務及び同項第九号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 略

(研究成果を活用する事業者への出資)

第三十四条の二 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対し、出資を行うことができる。

2 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 略

地方分権提案 提案募集検討専門部会

御説明資料

令和6年9月19日

文部科学省高等教育局

団体からの提案内容、1次回答、再検討の視点

団体からの提案内容

- 公立大学法人においてもベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資等、国立大学法人と同水準の投資行為（国立大学法人等のうち指定国立大学法人のみが可能な出資を含む）が可能になるよう、見直しを行うこと。
- 公立大学法人による出資範囲を「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」、「大学発ベンチャー」に拡大すること。

1次回答

- 国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。
- なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。
- 国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上検討する。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 国・公立大学の出資範囲のイコールフットィングを図る観点から、「具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等」については、柔軟に捉えるべきではないか。
- 指定国立大学法人のみに認められている大学発ベンチャーへの直接出資について、公立大学法人が「一定の基準」を満たしていることを確認するとあるが、この基準を明確に示すべきではないか。
- 先行する国立大学法人の規制緩和について、地方分権改革の一環として、公立大学法人についても同様の措置を講ずる例が相次いでいるが、今後、同時改正を原則とすべきではないか。

- 特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学において実績が積み上がっていることに加え、第1次回答を踏まえた提案団体からの意見等においてニーズ・シーズを確認できたことから、出資可能とする方向で検討を進めてまいりたい。
- 指定国立大学研究成果活用事業者への出資については、現時点では、国立大学法人においても一定の基準を満たした指定国立大学法人にのみ認められている措置であることや、実績も一件にとどまり、大学法人の財務への影響が現時点では不明確な段階であることから、直ちに投資可能とすることは困難である。今後の指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討してまいりたい。

參考資料

1. 制度の趣旨

平成29年4月、国立大学法人法の改正により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。

2. 指定国立大学法人とは

<指定の条件>

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していく必要があるため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを申請の要件として設定。

以下の項目を申請に当たって確認

【研究力】

- ・科学研究費助成事業の新規採択件数
- ・トップ10%論文の状況

【社会との連携】

- ・受託・共同研究収益の割合
- ・寄附金収益の割合
- ・特許権実施等収入の割合
- ・大学発ベンチャー設立数の割合（第4期～）

【国際協働】

- ・国際共著論文比率
- ・留学生及び日本人派遣学生の割合（学部・大学院）
- ・外国人教員割合（第4期～）

<指定国立大学法人に関する特例>

- 出資対象範囲の拡大※（大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資）
- 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮
- 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）
- 理事を2名まで増員可

※大学の研究成果を活用したコンサルティング会社等への出資については、令和4年4月より全国国立大学法人に対象を拡大

3. 指定の状況

指定国立大学法人の審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）が書面審査、ヒアリング審査及び現地視察を実施。文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

【第3期指定について】

- 国立大学法人東北大学（平成29年6月30日指定）
- 国立大学法人東京大学（平成29年6月30日指定）
- 国立大学法人京都大学（平成29年6月30日指定）
- 国立大学法人東京工業大学（平成30年3月20日指定）
- 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学（平成30年3月20日指定）
- 国立大学法人大阪大学（平成30年10月23日指定）
- 国立大学法人一橋大学（令和元年9月5日指定）

【第4期指定について】

- 国立大学法人筑波大学（令和2年10月15日指定）
- 国立大学法人東京医科歯科大学（令和2年10月15日指定）
- 国立大学法人九州大学（令和3年11月22日指定）

- 「商品開発等事業」は、事業化・特許化が可能なシーズを多く生み出す研究開発力を有し、かつ、財務基盤が安定している指定国立大学法人に限り、出資可能
- 指定国立大学法人に申請する大学は、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、指定の要件を満たすことが必要
- 公立大学法人においても、研究開発力は同要件のうち「研究力」の部分が、財務基盤は同要件のうち「社会との連携」の部分がひとつの目安

研究力：【1】【2】のいずれも満たすこと

【1】 科学研究費助成事業において、以下2つの要件に合致すること

- ① 2013～2017年度の科学研究費助成事業において、新規採択件数の累計が国内10位以内の分野が2分野以上
- ② 2018～2020年度の科学研究費助成事業において、新規採択件数が国内10位以内の大区分が2区分以上（ただし、財務分析上の分類C、E、Fグループについては、1区分以上）

【2】 本務教員一人当たりのトップ10%論文数（2015～2019年）が、以下のいずれかの要件に合致すること

- ① エルゼビア社（Scopus）のデータにおいて、国内10位以内（参考値 0.72本以上）
- ② クラリベイト・アナリティクス社（Web of Science）のデータにおいて、国内10位以内（参考値 0.67本以上）

社会との連携：【1】～【4】のいずれかを満たすこと

【1】 経常収益に対する受託・共同研究収益の割合の2015～2019年度の平均値が国内10位以内（参考値 11.84%以上）、又は
附属病院収益を除いた経常収益に対する受託・共同研究収益の割合の2015～2019年度の平均値が国内10位以内（参考値 13.21%以上）

【2】 経常収益に対する寄附金収益の割合の2015～2019年度の平均値が国内10位以内（参考値 2.72%以上）、又は
附属病院収益を除いた経常収益に対する寄附金収益の割合の2015～2019年度の平均値が国内10位以内（参考値 4.96%以上）

【3】 経常収益に対する特許権実施等収入の割合の2015～2019年度の平均値が国内10位以内（参考値 0.099%以上）、又は
附属病院収益を除いた経常収益に対する特許権実施等収入の割合の2015～2019年度の平均値が国内10位以内（参考値 4.96%以上）

【4】 本務教員一人当たりの大学発ベンチャー設立数の2015～2019年度の平均値が国内10位以内（参考値 0.00451以上）

提案団体が設立する公立大学法人の状況

(参考：2018～2022年度)

	研究力		社会との連携			
	【1】 科研費	【2】※1 トップ10%論文	【1】 受託・共同研究	【2】 寄附金	【3】 特許権実施等	【4】 大学発ベンチャー
指定国立大学法人申請要件 参考値※2	2 区分	Scopus:0.72 WoS:0.67	11.84 % (13.21 %)	2.72 % (4.96 %)	0.099 % (0.175 %)	0.00451
公立大学法人A	0 区分	0.07 [Scopus]	0.86 % (1.86 %)	2.16 % (4.69 %)	0.002 % (0.005 %)	0.00104
公立大学法人B	0 区分	—	2.41 %	0.65 %	0.004 %	0.01458
公立大学法人C	0 区分	0.13 [WoS]	3.81 %	0.99 %	0.006 %	0.00115
公立大学法人D	0 区分	—	2.62 %	1.00 %	0.000 %	0.00000
公立大学法人E	0 区分	—	3.27 % (9.79 %)	1.46 % (4.36 %)	0.014 % (0.039 %)	0.00098
公立大学法人F	0 区分	0.14 [Scopus]	0.86 % (6.26 %)	1.28 % (2.17 %)	0.012 % (0.020 %)	0.00189
公立大学法人G	0 区分	—	5.44 %	1.01 %	0.010 %	0.00109

※1 「—」は大学が未契約・未回答

※2 () 内の数字は附属病院収益を除いた値